附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地方税法施行規則第二条の二第五項及び第七項並びに第二条の三第二項（第九号に係る部分に限る。）及び第四項の規定並びに第三号様式別表、第五号の四様式及び第五号の十三様式は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

○経済産業省令第五十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録の基準） **第四十一条**　法第百九条第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　別表第四の第一欄に掲げる事業の区分（第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては、同表の第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置を、それぞれ同表の第三欄に掲げる数以上保有していること。ただし、経済産業大臣が別に定める場合に該当する場合は、この限りでない。 二　［略］ 三　別表第四の第六号の二に掲げる事業の区分にあっては、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置をそれぞれ同表の第三欄に掲げる数以上保有していること。ただし、経済産業大臣が別に定める場合に該当する場合は、この限りでない。 （登録に係る区分） **第九十条**　法第百四十三条第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。 一～七　［略］ 八　速さ 九～二十五　［略］ **別表第一**（第五条、第十三条関係）	（登録の基準） **第四十一条**　法第百九条第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　計量証明に使用する器具、機械又は装置（第二号又は第三号に掲げるものを除く。）が、別表第四の第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に該当し、かつ、同表の第三欄に掲げる数以上であること。 二　［略］ 三　計量証明に使用する器具、機械又は装置が、別表第四の第六号の二に掲げる事業の区分にあっては、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に該当し、かつ、同表の第三欄に掲げる数以上であること。 （登録に係る区分） **第九十条**　法第百四十三条第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。 一～七　［略］ ［新設］ 八～二十四　［略］ **別表第一**（第五条、第十三条関係）

	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
一～二十七	［略］	［略］	［略］
二十八	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のものを製造する事業	［略］	次のいずれかの設備 一・二　［略］ 三　血圧計用基準圧力計

	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
一～二十七	［略］	［略］	［略］
二十八	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のものを製造する事業	［略］	次のいずれかの設備 一・二　［略］ ［新設］